

# 日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス  
 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒教育  
 ニ篤志ナルモノトス
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金拾五錢ヲ醵出スヘシ。會員ハ無料ニ  
 テ本會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ク  
 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ  
 特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ
- 第六條 幼稚園ニアルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ興  
 ハラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ
- 第七條 本會ハ毎年春期總會ヲ開キ、二月、六月、十月ノ第二土曜日ニ  
 例會ヲ開ク。但場合ニヨリ例會期日ヲ臨時變更シ又臨時休會スルコト  
 ナ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ  
 一、幼兒教育ニ關スル研究及ビ調査  
 二、幼兒教育ニ關スル講演會及講習會ノ開催  
 三、雜誌發行(毎月一回)  
 四、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
- 第九條 會長一名  
 一、幹事會務ヲ總理ス  
 二、幹事若干名  
 三、評議員若干名  
 四、重要事務ヲ分掌ス  
 五、會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第十一條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コト  
 アルヘシ
- 第十三條 此規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラ  
 サレハ變更スルコトヲ得ス

## 加盟保育會

東京市保育會

京都保育會

大阪市保育會

神戶市保育會

靜岡縣保育會

名古屋保育會

香川縣保育會

福島縣保育會

吉備保育會

湯原元一 會長

倉橋惣三 主幹

幹事 (イロハ順)  
 井村 くに 池田 トヨ 坂内 ミツ  
 土川 五郎 岩造 吉田 熊次 田中 ふさ  
 横山 築次 薩井 利譽 下田 次郎 日田 権一  
 奈良山 梅 小向 きみ 小高 つや 杉本 ふみ

野口 幽香 安井 哲  
 和田 實和田 ふさ  
 和田 くら  
 杉本 ふみ

評議員 (イロハ順)  
 折井彌留枝 大和田りょう 坪内 きく  
 岩谷英太郎 波多野貞之助 字式 かん  
 戸野周次郎 奥好義  
 大村芳樹 尾田信忠  
 櫻橋源太郎 嘉納治五郎  
 多田房之輔 田中敬一  
 野上俊夫 中村五六  
 福士末之助 久留島武彦 松本孝次郎  
 小西信八 松本亦太郎  
 櫻井光華 岸邊富  
 東基吉 福雄  
 馬上孝太郎 森川正雄  
 森川昌善  
 尺秀三郎

幹事 (イロハ順)  
 廉谷秀雄  
 戸野周次郎  
 大村芳樹  
 櫻橋源太郎  
 野上俊夫  
 福士末之助  
 小西信八  
 櫻井光華  
 東基吉  
 馬上孝太郎  
 森川正雄  
 森川昌善  
 尺秀三郎  
 會長補佐シテ會務ヲ掌理ス  
 事務ヲ分掌ス  
 二應ス  
 三應ス  
 四應ス  
 五應ス  
 六應ス  
 七應ス  
 八應ス  
 九應ス  
 十應ス  
 十一應ス  
 十二應ス  
 十三應ス